

(その1)

収 支 報 告 書

令和 6 年分

※該当箇所は ☒ すること

(年 月 日開催分)

(ふりがな)
1 政治団体の名称

うらむとはるみ こうえんかい

浦本晴美後援会

2 主たる事務所の所在地

熊本県宇土市長決町 853

3 代表者の氏名

浦本 哲 

4 会計責任者の氏名

三輪 千聖

事務担当者の氏名

三輪 千聖

(電話) 090 - 6898 - 2237

(電話) - -

政治団体の区分

- | | |
|------------------------------------|---|
| ☐ 政 党 | ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| ☐ 政 党 の 支 部 | ☒ その他の政治団体 |
| ☐ 政治資金団体 | ☐ その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ☐ 2以上の都道府県の区域等 | ☒ 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| ☐ 有 |
| ☒ 無 |

公職の種類

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|---|
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者の氏名

公職の種類

資金管理団体の指定の期間

年	月	日から
年	月	日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

年	月	日から
年	月	日まで

受付

7. 4. 28

熊本県
選挙管理委員会



(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額-----			十億			百万			十	0	5	円
(前年からの繰越額)-									1	2	0	3
(本年の収入額)-												0
支 出 総 額-----												0
翌年への繰越額-----									1	2	0	3

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費												
金 額 -----			十億			百万			十			円
員 数 (党費又は会費を納入した人の数) -----	人											

(2) 寄 附												
ア 寄附(イを除く。)の区分			金 額							備 考		
(ア) 個人からの寄附			十億		百万		十		円			
(うち特定寄附)												
(イ) 法人その他の団体からの寄附												
(ロ) 政治団体からの寄附												
小 計 (ア) + (イ) + (ロ)												
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)												
イ 政党匿名寄附												
合 計 (ア + イ)												

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

※有無について□して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 4 月 28 日

政治団体の名称 浦本晴美後援会

会計責任者の氏名 三輪 千聖

代 表 者 の 氏 名（代表者については解散時のみ記入すること）

（注） 政治団体の解散に伴う収支報告書には、会計責任者の記名・押印（又は署名）の他、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。